

ハラスメント対策特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年4月21日（火） 全員協議会室
- 2 出席委員
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）県庁のコンプライアンス推進体制の全体像について

県庁内のコンプライアンス推進体制強化を図るため、新たに、知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」、全庁的な企画・支援・点検を担う「コンプライアンス推進課」を設置し、今後、第三者の視点によるチェック機能を確保するため「コンプライアンス委員会」を設置することが示された。

委員からは、「職員から信頼される制度とするため、報告や情報は第三者の目を通す仕組みとし、その在り方を職員にしっかりと周知することが重要である」「苦しみを超えて声を上げた職員のためにも早急にコンプライアンス委員会を立ち上げ、設置の期限や対応内容を明確に示されたい」との意見が述べられた。

（２）ハラスメントに関する調査結果に関すること

ハラスメントに関する実態調査の結果について、知事部局では 262 名、教育委員会で 245 名、県立病院で 150 名が現在ハラスメントに悩んでいるとの報告があった。

委員からは、特別職からのハラスメント事案への調査結果についても論及があり、前副知事の退職手当の支給保留と併せて今後の対応をただしたのに対し、理事者からは「県庁内部で完結させず、第三者性、透明性をもって、第三者相談窓口やコンプライアンス委員会など、専門的な意見を受けて対応を進めていくのが妥当であると考えている」との回答があった。

（３）ハラスメント防止に向けた対策に関すること

ハラスメントに関する実態調査の結果を受けた今後の方針として、事実関係の調査を希望する者についての調査着手と職場環境改善指導等の適切な対処、調査によって明らかとなった組織としての課題への対応について報告があった。

委員からは、多くの職員がハラスメントに悩んでいる事実に対しての知事の考えをただしたのに対し、「ハラスメント対策強化の必要性を改めて強く認識している。まずはしっかりと被害者に寄り添い、ハラスメント防止条例に基づき、起こさせない、見逃さない、繰り返さないをハラスメント撲滅のための三本柱として、しっかりと対応していきたい」との答弁があった。さらに、現在ハラスメントに悩んでいる職員に対しての実効性と迅速性のある対応を求めたのに対し、理事者からは「緊急性の高い案件については優先対応を行っている」との回答があった。

教育委員会のコンプライアンス推進体制について確認があり、小中学校を含む学校現場においても相談窓口の周知徹底や適切な指導を行うよう意見が述べられた。

ハラスメントに悩んでいる職員の割合が他と比べて高かった県立病院における対応をただしたのに対しては、「医師や看護師など多職種で構成する相談窓口と対策チームを設置し密接に連絡調整しながら対策を行っていききたい」との答弁があり、知事からは、「調査により明らかになった課題は多い。この課題にしっかり向き合い、県の組織風土そのものを改善して、病院を含めて、良好な職場環境をつくっていききたい」との答弁があった。

また、委員からは、研修については、計画的な実施やケーススタディーにより行為者がハラスメントを認識できるようにすることを求める意見が述べられた。

そのほか、職場のコミュニケーション不足への対応、コンプライアンス推進計画の策定、
県庁の取り組みの県内企業への周知について論及があった。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年6月22日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男